

認定事業者 NEWS

ニュース

◀ 令和4年度中における地下タンク等定期点検の現況 ▶

地下タンク等定期点検認定事業者から報告された、「令和4年度中の定期点検の実施状況について」とりまとめました。

1 危険物施設の点検状況

令和4年中の点検施設数の合計は63,988件で、異常ありの割合を施設種別ごとにみると、製造所は143件中1件で0.7%、地下タンク貯蔵所は36,712件中419件で1.1%、給油取扱所は18,754件中206件で1.1%、一般取扱所は6,347件中55件で0.9%となっています。

少量危険物施設の異常ありの割合は、1,548件中46件で3.0%となっています。(表1)

表1 危険物施設の点検状況

施設種別		点検施設数	タンク基数	異常ありの点検施設数 (%)		異常ありのタンク基数 (%)	
製造所		143 件	271 基	1 件	(0.7%)	1 基	(0.4%)
貯蔵所	地下タンク貯蔵所	36712 件	44134 基	419 件	(1.1%)	408 基	(0.9%)
	屋外タンク貯蔵所※	364 件		4 件	(1.1%)		
	屋内タンク貯蔵所※	120 件		6 件	(5.0%)		
取扱所	給油取扱所	18754 件	50144 基	206 件	(1.1%)	224 基	(0.4%)
	一般取扱所	6347 件	7574 基	55 件	(0.9%)	49 基	(0.6%)
少量危険物取扱所		1548 件	1661 基	46 件	(3.0%)	44 基	(2.6%)
合計		63988 件	103784 基	737 件	(1.2%)	726 基	(0.7%)

※ 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所は、配管のみの点検状況です。

— 認定事業者ニュース —

令和4年度中における地下タンク等定期点検の現況	1
令和4年度中における移動貯蔵タンク定期点検の現況	4
ヒヤリ・ハット集	5
点検事例紹介	7
新様式での点検結果報告をお願いします	7
定期点検技術者講習の受講期限に注意してください	8

No. 45

発行所

令和5年10月1日発行
 発行所 一般財団法人全国危険物安全協会
 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19
 ヤクルト本社ビル15階
 TEL 03(5962)8921
 03(5962)8923(業務課直通)
 FAX 03(5962)8929
 H P <https://www.zenkikyo.or.jp>

2 地下貯蔵タンク等・地下埋設配管点検方法の状況

タンク又はタンクと配管の点検方法では、微加圧法が最も多く、それに伴い液相部点検がその次に多くなっています。(表2)

表2 地下貯蔵タンク・地下埋設配管点検方法

点 検 数		タンク又はタンクと配管の実施件数	配管単独	検知層		
		176809 件	47742 件	18294 件		
点 検 方 法	加圧法	異常なし	9099 件	9472 件	3175 件	
		異常あり	155 件	225 件	14 件	
	微加圧法	異常なし	80952 件	904 件	/	
		異常あり	750 件	33 件		
	微減圧法	異常なし	6163 件	17 件		
		異常あり	41 件	0 件		
	減圧法	異常なし	/	/		15066 件
		異常あり				31 件
	液相部点検	異常なし	63429 件	/		/
		異常あり	38 件			
	その他の方法	異常なし	16169 件	37069 件		8 件
		異常あり	13 件	22 件		0 件

3 異常箇所

異常箇所の合計は894件で、タンク本体の異常が認められた箇所は177件あり、このうち気相部が156件と88.1%を占めています。配管（吸引管・注入管・その他の油配管）の異常は321件であり、このうち吸引管が144件と44.9%を占めています。また、通気管の異常も290件となっています。

(表3)

配管と通気管を合わせた異常件数がタンク本体よりも多いことから、タンク本体と配管及び通気管を同時に点検した結果、異常が認められた場合は、配管及び通気管に重点をおいて確認することも重要です。

一方、二重殻タンクの検知層の異常も37件認められているので、点検に際しては埋設後の経過年数が比較的浅いタンクにおいても十分注意して行う必要があります。

表3 異常があったタンク等の異常箇所

タンク本体等	異常箇所	件数	配管	異常箇所	件数
	タンク本体気相部	156 件		吸引管	144 件
タンク本体液相部	21 件	注入管	49 件		
二重殻タンクの検知層	37 件	その他の油配管	128 件		
計	214 件	通気管	290 件		
タンク本体及び配管以外	69 件	計	611 件		
合 計			894 件		

4 点検後の処置状況の把握

異常が認められたものについての処置状況の報告があった793件のうち、点検後の処置状況を把握していたのは408件（51.5%）であり、このうち点検を実施した認定事業者が修理まで行っていたのは274件（67.2%）となっています。

（表4）

異常の有無のみを報告したが、その後の処置は不明となっている例が122件あり、異常が発見された場合は、報告後の設置者の対応まで確認することが望まれます。

表4 点検後の処置状況の把握

点検後の処置状況の把握	処置内容	件数
把握なし	異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明	122
	異常の有無のみ報告したが、自社での異常箇所特定は困難であった。	48
	異常の有無のみを報告し、その後再点検を実施した。	35
	異常箇所を特定して報告のみした。	180
把握あり	異常箇所を特定し報告した後、自社で修理した。	274
	異常箇所を特定し報告した後、設置者が業者に依頼し修理した。	116
	異常箇所を特定し報告したが、修理不能であった。	18
合 計		793



令和4年度中における移動貯蔵タンク定期点検の現況

移動貯蔵タンク定期点検認定事業者の皆様から報告された、「令和4年度中の定期点検の実施状況について」とりまとめました。

1 移動貯蔵タンクの点検状況

点検タンク数の合計8,131基のうち、ガス加圧法によるものが8,085基、液体加圧法によるものが46基であり、直接法及びその他の方法が0基となっています。(表5)

表5 点検方法の状況

移動タンク貯蔵所の種類			単一車式		被けん引車式	
			積載式	積載式以外	積載式	積載式以外
点検タンク数			2722 基	4428 基	278 基	703 基
点	ガス加圧法	異常なし	2618 基	4375 基	262 基	681 基
		異常あり	64 基	53 基	10 基	22 基
検	液体加圧法	異常なし	24 基	0 基	3 基	0 基
		異常あり	16 基	0 基	3 基	0 基
方	直接法	異常なし	0 基	0 基	0 基	0 基
		異常あり	0 基	0 基	0 基	0 基
法	その他の方法	異常なし	0 基	0 基	0 基	0 基
		異常あり	0 基	0 基	0 基	0 基
全点検タンク数			8131 基			

2 タンクの異常箇所

異常箇所の合計は244件で、このうちパッキン類の異常が213件であり87.3%を占めています。(表6)

認定事業者によっては、新しいパッキンに取り替えてから、漏れの点検を実施するところもありますが、異常が認められた場合は、パッキン類の確認を優先して行うことが重要です。

表6 異常があったタンクの異常箇所

タンク本体		パッキン類		付属設備	
胴体又は鏡板部腐食亀裂等	2 件	マンホールパッキン	71 件	マンホール	4 件
防護枠又は側面枠取付部腐食亀裂等	2 件	底弁パッキン	55 件	底弁	4 件
タンク下部取付台座周囲腐食等	0 件	計量口パッキン	43 件	計量口	4 件
その他のタンク本体に係る腐食亀裂等	4 件	その他パッキン	44 件	その他付属設備	11 件
計	8 件	計	213 件	計	23 件
合計					244 件

3 点検後の処置状況の把握

異常が認められたものについての処置状況の報告があった222件のうち、点検後に処置状況を把握していたのは200件（90.1%）で、このうち点検を実施した認定事業者が修理まで行ったのは165件（82.5%）となっています。

（表7）

表7 点検後の処置状況の把握

点検後の処置状況の把握	処 置 内 容	件 数
把握なし	異常の有無のみ報告したが、その後の処置は不明。	4 件
	異常の有無のみを報告したが、自社での異常箇所特定は困難であった。	1 件
	異常の有無のみを報告し、その後再点検を実施した。	13 件
	異常箇所を特定し報告のみした。	4 件
把握あり	異常箇所を特定し報告した後、自社で修理した。	165 件
	異常箇所を特定し報告した後、設置者が他業者に依頼し修理した。	33 件
	異常箇所を特定し報告したが、修理不能であった。	2 件
合 計		222 件

◀ ヒヤリ・ハット集 ▶

認定事業者の皆様から寄せられた定期点検時のヒヤリ・ハットをとりまとめました。これらの事例は、複数の認定事業者の皆様が同様のヒヤリ・ハットを経験した代表的な事例です。

ヒヤリ・ハットは、一歩間違えれば大事故につながる危険性があります。これらヒヤリ・ハットは、ヒューマンエラーに起因するものが多く、十分な対策や工夫をしていれば防げるものがほとんどです。

漫然と点検を行うのではなく、きちんとした安全対策を講じて事故防止に努めましょう。

地下タンク等

1 作業環境に関するヒヤリ・ハット

- ・ 抜き取り油を返却中、大雨によりマンホールが冠水した。
- ・ 冬季間の路面の凍結により転倒しそうになった。
- ・ スタンド内の水たまりで滑り、転倒しそうになった。
- ・ 点検中にカラーコーン等を立てていたが施設関係者がマンホール付近まで近づいていた。
- ・ 給油所内での作業中にマンホール内点検時、給油車両が点検区画内に侵入し車両との接触の危険があった。

2 点検資機材に関するヒヤリ・ハット

- ・ スライダー梯子の上部で通気管密封時に、手元が狂いパイプレンチを落とした。幸い、機器等に損傷を与えなかったが、下で作業をしている作業員がいたら当たっていたかもしれない。
- ・ 治具取付のためにマンホール上部の液面計を外した際に胸ポケットにさしていたボールペンをタンク内に落としそうになった。
- ・ 脚立の昇降の際、ぐらついてヒヤリとした。

3 安全管理に関するヒヤリ・ハット

- ・ マンホール開放時、マンホールを置く時に足のつま先を挟みそうになった。
- ・ 夏場のボイラー使用中の室内で点検作業中、暑さで体調不良になりかけた。
- ・ 写真撮影中、不用意に後退して、後方の開口部に足を引っ掛け躓きそうになった。
- ・ 通気口の取り外し時にパイプレンチに力を入れたところ、手が滑りバランスを崩してハシゴから落下しそうになった。

4 ヒューマンエラーに関するヒヤリ・ハット

- ・ 吸引管検査後、栓止バルブの復帰を忘れてしまった。
- ・ 加圧中にポンプのバルブの閉め忘れに気づいた。
- ・ オーバーフロー防止弁の付いている屋内給油所で弁が閉まっているのを返油する寸前に気付いた。

5 その他のヒヤリ・ハット

- ・ 吸引管のエア噛み、取り付け治具のゆるみがあった。
- ・ サービスタンクの残油量を確認しながら点検していたが、油量計の針が固着していた。軽く叩くと実際の油量はかなり減っており、ボイラーが失火する寸前だった。
- ・ 吸引管、検査中オイルポンプが作動した。



移動貯蔵タンク

1 安全管理に関するヒヤリ・ハット

- ・ 積載式ローリー検出部漏れ確認の際、車両の乗り降り時に石鹼水等で足元が滑り、落下しそうになった。
- ・ タンクが濡れていてローリーの上で転びしそうになった。
- ・ 雪の残ったタンク上部を歩くのに危ないときがあった。

2 その他のヒヤリ・ハット

- ・ 緊急遮断弁の復旧を忘れた。
- ・ タンクローリー圧力検査終了時、窒素ガスがほぼ抜けきったと思い点検口を開放してしまい、残圧を手を受けヒヤリとした。
- ・ 検査のためタンクに圧力かけようとしても圧力が上がらなかったため、よく見ると加圧ホースが折れ曲がって窒素が流れなくなっていた。

点検事例紹介

- ・ 埋設距離の長い吸引管と戻り管を検査実施時に配管内に油が残りなかなか圧力が安定しなかった。
- ・ 判定基準内で点検結果異常なしとなったが目視で漏れが確認された。
- ・ 図面どおりに配管が接続されておらず、(戻り管と通気管が逆に接続) 検査圧力反応により配管経路を特定した。
- ・ 標高の高い所で大気圧補正が異常となり点検が困難になった。
- ・ 建物全体が地盤沈下を起こしており、検査結果に影響した。

新様式での点検結果報告をお願いします

令和5年4月より地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検実施結果報告書(様式第31号、第32号)の様式が変更となっていますので、点検の際は新様式での報告をお願いします。



新様式のダウンロードはこちら → <https://www.zenkikyo.or.jp/system/>

※ 計測機器の仕様等により新様式の出力が困難である場合は、該当部分を二重線により削除して交付するようにしてください。

◀ 定期点検技術者講習の受講期限に注意してください ▶

オンライン、対面講習により実施しています、令和5年度の地下タンク等・移動貯蔵タンク定期講習技術者定期講習も残り少なくなっています。

受講期限を確認し、今年度受講該当となる資格者の方は、誤りのないように受講申し込みを行ってください。



講習のスケジュールはこちらから→<https://www.zenkikyo.jp/news/19>

● 受講期限の延長制度があります ●

長期入院などのやむを得ない事情に限り、受講期限を1年延長することができます。

受講期限の延長を希望する方は、地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検技術者講習サイトよりお申込みください。



受講期限の延長方法ははこちらから→<https://www.zenkikyo.jp/guide>

※ 定期講習のサイクルは初回講習の受講年度を基準として、5年ごとになります。

受講期限の延長をした場合、受講期限は翌年度末まで延長されますが、定期講習のサイクル自体はかわりませんので、次回以降の受講期限に注意してください。

例 令和元年度(2019年)に初回講習を受講し、5年後の令和6年度(2024年)に受講期限を延長した場合

